

鉾田市農地賃借料情報

平成21年の農地法改正以降、地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が農地の賃借料の情報を提供しています。

令和7年1月から令和7年12月までに、農用地利用計画に基づき設定された賃貸借における賃借料水準金額（10aあたり1年間）は、下記のとおりです。

令和8年3月

鉾田市農業委員会

農地賃借料水準（10aあたり）

（単位：円）

区分	平均額 ^(注1)	最高額	最低額	データ数 ^(注2)	備考
田	11,000	14,000	10,000	5	
畑	15,000	43,000	5,000	136	

（注1）・・・「平均額」は算出結果を四捨五入し、1000円単位としています。

（注2）・・・データ数は、集計に用いた筆数です。

使用貸借（無償）や特殊な取引（物納など）は集計対象から除いています。

※ 賃借料は目安であり、契約にあたっては地域の特性や諸条件等を十分考慮し、当事者間で協議のうえ決定してください。

農地の貸し借りの制度が変更になりました！

農地の貸し借りは、これまで農地法の許可によるもの、農用地利用集積（農業経営基盤強化促進法）によるもの、中間管理機構を通じたものがありました。令和7年4月より、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法において法定化された『地域計画』に基づき、農地の貸し借りは下記の通りになります。

○農地法の許可によるもの

○中間管理事業によるもの